

大阪市教育委員会規則第7号

大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会教育長専決規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教育長専決事項） 第1条 教育長は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、規定の解釈上疑義のあるもの又は特に重要と認めるものについては、この限りでない。 〔(1)～(4) 略〕 (5) 係長(担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。)以上の職員(指導主事を含む。以下同じ。)、校長(園長を含む。以下同じ。)、准校長、副校長及び教頭の任免(分限免職及び懲戒免職を除く。)、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用並びに職員、校長、准校長及び教員の<u>分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号及び大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号)第35条に規定する休職を除く。)</u>に関すること 〔(6)～(9) 略〕	（教育長専決事項） 第1条 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 係長(担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。)以上の職員(指導主事を含む。以下同じ。)、校長(園長を含む。以下同じ。)、准校長、副校長及び教頭の任免(分限免職及び懲戒免職を除く。)、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用並びに職員、校長、准校長及び教員の<u>分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号及び大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号)第35条に規定する休職を除く。)</u>及び<u>懲戒</u>に関すること 〔(6)～(9) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。